

災害時における保健医療体制と 災害医療コーディネーターについて

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

(平成29年7月5日付け厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

災害時における保健医療ニーズに総合的に対応するため、「保健医療調整本部」の設置を都道府県に通知。

熊本地震における課題と原因

<課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

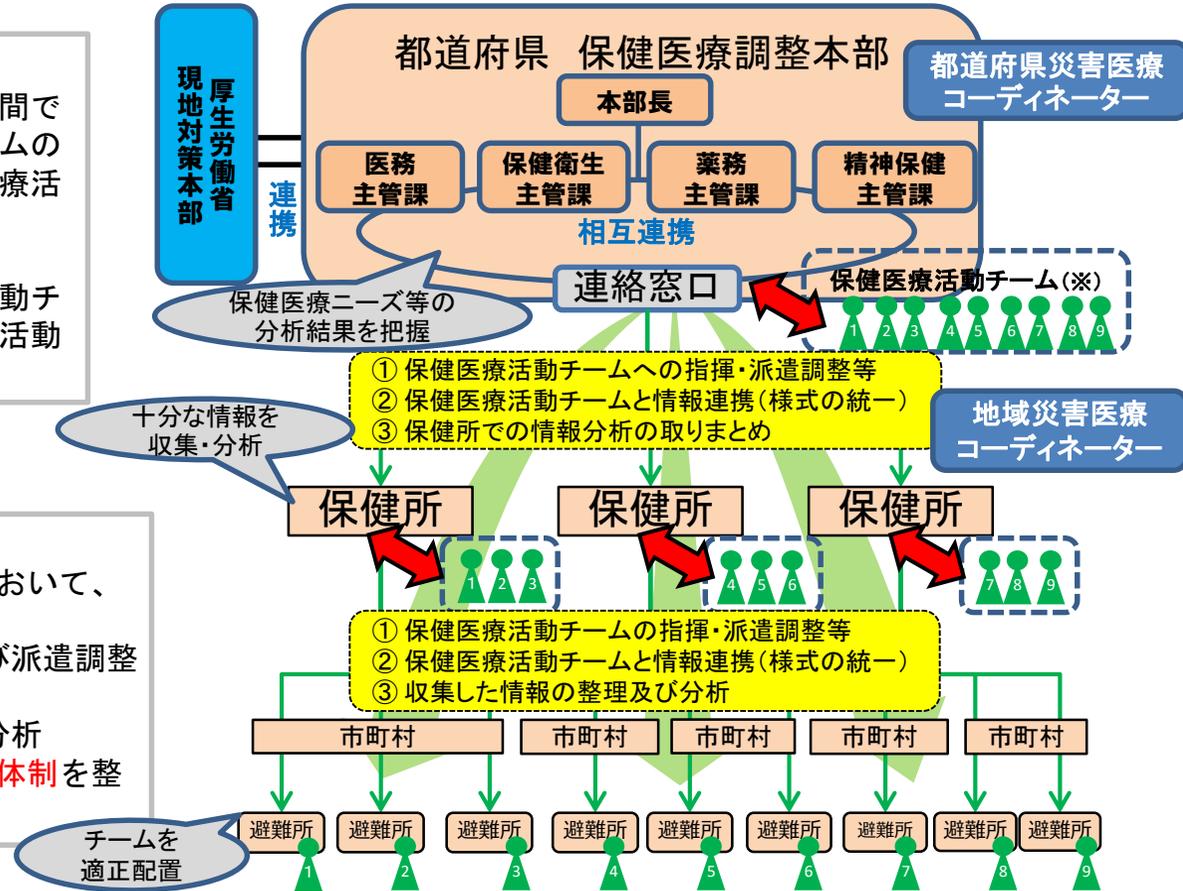
<原因>

- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。

今後の大規模災害時の体制モデル

<今後の対応>

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
 - ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
 - ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
 - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
 を一元的に実施し、**保健医療活動を総合調整する体制**を整備する。



(図は一部改変)

(※) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

- 災害医療コーディネーターが機能的に活動するために
 - どのような役割が期待されるか。
 - 保健医療調整本部内においてどのような位置づけにするのが良いか。

(参考) 「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会における議論の整理」

Ⅲ.5.(6) 都道府県災害医療コーディネーターについて

(主な意見)

厚生労働省は、都道府県災害医療コーディネーター研修を実施し、都道府県災害医療コーディネーターの能力の向上を図っている。都道府県は、都道府県災害医療コーディネーターの質を担保すべきではないか。